

三重県債権管理適正化指針（案）

1 はじめに

平成 22 年度末において収入未済額は約 134 億円となり、その内訳は県税約 69 億円、県税以外約 65 億円であり、その解消は県財政運営上大きな課題になっている。

このうち、税外の収入未済対策については、貸付金、負担金、使用料、弁償金、代執行費等多種多様であり、所管室は 20 以上の所属（11 部局）と多岐にわたることから、それぞれが独自に取り組み、これまでは全庁的に統一された取組がなされていなかった。

このことから、平成 24 年度組織改正において、「税務・債権管理課」を設置し、税外未収金対策として、全庁的な対応策を検討することとした。

税外未収金の対応にあたっては、関係部局が所管する債権の種類が公債権・私債権など多種多様であり、かつそれぞれの部局の収入未済対策の取組状況は一様でないことから、全庁的な収入未済対策について各部局と連携して、共通する課題について統一的な取扱いを定め事務の効率化に繋がる検討を行うことが不可欠と考えている。

今後、関係部局における貸付事業などの運営と債権の管理を適切に行っていくためには、所管部局が債権の発生から回収までを通して、主体的に責任を持って対応することが必要であり、それぞれの事業を行う所管部局が債権回収の責任を担うという原則を変えるものではない。

全庁的な収入未済対策の推進に取り組むにあたり、副知事を座長とした三重県債権管理推進会議を平成 24 年 5 月末に設け、他県における先進事例の調査や税外未収金を対象とした債権の実態把握を通じて課題の整理を進め、収入未済債権に対する全庁的な取組の枠組みの構築を推進する指針として、この「三重県債権管理適正化指針（案）」を策定した。今後は、この指針によって県全体の収入未済額が縮減するよう取り組んでいく。

2 これまでの取組の成果と課題

(1) 現状

税外未収金は、平成 23 年度決算で 6,652 百万円である。債権を法的な性格の違いから「強制徴収公債権¹」「非強制徴収公債権²」「私債権³」の 3 つに区分すると、金額ベースで「私債権（4,336 百万円, 65.2%）」が最も多く、次いで「強制徴収公債権（2,199 百万円, 33.1%）」、「非強制徴収公債権（117 百万円, 1.7%）」と続く。（表 1）

各区分の中で、未収金額が 1,000 万円以上ある債権の割合が高いのは貸付金が属する私債権（45.5%）、次いで強制徴収公債権（29.4%）、非強制徴収公債権（6.6%）である。（表 2）

¹ 強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令により強制徴収手続が規定されている債権

² 非強制徴収公債権 …公債権のうち、個々の法令で強制徴収手続が規定されていない債権

³ 私債権 …主に行政庁と相手方が両当事者の合意に基づいて発生する債権

表1 税外未収金の状況

| | | 総計 | 強制徴収 公債権 | 非強制徴収 公債権 | 私債権 |
|-----------------------------------|-------|-------|--|-------------------------------|--|
| H23 年度未収金額 | (百万円) | 6,652 | 2,199 | 117 | 4,336 |
| | 割合(%) | 100 | 33.1 | 1.7 | 65.2 |
| 現年度(百万円) | | 417 | 188 | 10 | 219 |
| 過年度(百万円) | | 6,235 | 2,011 | 107 | 4,117 |
| 主なもの | | | 産廃行政代執行費(2,075)、 放置違反金(37)、 児童措置費負担金(32) | 生活保護費返還金(85)、 恩給・扶助料過払金(9) | 高度化資金貸付金(3,206)、 母子及び寡婦福祉資金貸付金(405)、 県立病院使用料等(137) |
| H23 年度不納欠損額 ^(※1) (百万円) | | 48 | 12 | 2 | 34 |
| 未収金のある債権の数 | | 76 | 17 | 15 | 44 |

(※1)・「H23 年度不納欠損額」は調査対象債権分を集計した金額であり、調査対象外債権（23 年度の不納欠損により未収金額がゼロになった債権）は含まれないため、決算額とは一致しない。
・県立病院使用料等（病院事業会計）の不納欠損額は、「会計上の減額処理」額を計上している。

表2 未収金額別の状況

| | 総数 | | 強制徴収 公債権 | | 非強制徴収 公債権 | | 私債権 | |
|-------------------------|-----|-------|-------------|-------|--------------|-------|-----|-------|
| | 債権数 | 割合(%) | 債権数 | 割合(%) | 債権数 | 割合(%) | 債権数 | 割合(%) |
| 未収金額 | | | | | | | | |
| 100万円 未満 | 31 | 40.8 | 7 | 41.2 | 7 | 46.7 | 17 | 38.6 |
| 100万円 以上 ～1,000万円 未満 | 19 | 25.0 | 5 | 29.4 | 7 | 46.7 | 7 | 15.9 |
| 1,000万円 以上 | 26 | 34.2 | 5 | 29.4 | 1 | 6.6 | 20 | 45.5 |
| 計 | 76 | 100.0 | 17 | 100.0 | 15 | 100.0 | 44 | 100.0 |

(未収金の内容)

未収金総額(6,652百万円)の1%弱(63百万円)が、居所等が不明で主債務者と連絡がとれない債権である。

私債権の未収金(4,336百万円)のうち、およそ半分(49.1%)の2,130百万円が10年以上経過している長期滞納である。(表3)

表3 未収金の内容

| | 総数 | 強制徴収 公債権 | 非強制徴収 公債権 | 私債権 |
|-----------------------------|-------|-------------|--------------|-------|
| H23年度未収金のうち | | | | |
| 居所等が不明で、主債務者と連絡がとれないもの(百万円) | 63 | 8.1 | 0.3 | 54.7 |
| 10年以上経過の私債権(百万円) | 2,130 | | | 2,130 |

(2) これまでの取組事例

- 部内共通の横断的なマニュアルの作成
健康福祉部では、部が所掌する債権の未収金徴収事務に係る、強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の三区分別横断的なマニュアル（手引き）を作成し、担当課はそれに基づき徴収事務を行っている。（H6 旧福祉部作成）
- 弁護士に回収業務を委託
（雇用経済部（H15～中小企業高度化資金貸付金）、教育委員会（H17～高等学校授業料未収金）、病院事業庁（H19～県立病院使用料等））
- 民間債権回収会社⁴に回収業務を委託
（健康福祉部（H18～母子及び寡婦福祉資金貸付金）、雇用経済部（H18～中小企業設備近代化資金貸付金）、教育委員会（H20～高等学校等修学奨学金返還金））
- 支払督促の実施
（県土整備部（県営住宅）、教育委員会（高等学校授業料未収金、高等学校等修学奨学金返還金）、企業庁（工業用水使用料金）、病院事業庁（県立病院使用料等））
- 法的措置（支払督促を除く。）の実施
（環境生活部（産業廃棄物行政代執行費用）、雇用経済部（中小企業高度化資金貸付金、中小企業設備近代化資金貸付金、リサーチ使用料）、県土整備部（県営住宅）、教育委員会（恩給・扶助料過払金）、警察本部（放置違反金）、病院事業庁（県立病院使用料等）など）

(3) 債権管理の課題

- 税外収入通則条例や会計規則に債権管理に関する規定がなく、統一的な取扱方針が定められていないことなどから、督促手続や延滞金などの処理に不十分なものがあり、新たな規定の制定など事務処理を統一すべきものがある。
- 民事訴訟や支払督促等の活用が進んでいる債権もある一方、徴収を進めるためのノウハウ等の蓄積がなく、滞納者や連帯保証人への追跡や法的整理がなされないまま長期間経過している場合がある。
- 私債権や非強制徴収公債権の場合、調査権がないため財産調査等が困難である。
- 長期滞納債権には、債務者等が居所不明等のため回収が困難となっているものや、分納額が僅少のため完済までに長期間を要しているものがある。
- 回収可能性と回収コスト等を考慮した、不納欠損や債権放棄に関する全庁的な基準が整理されていない。
- やむを得ず時効期間が経過してしまった場合、公債権は時効期間の経過のみで消滅するが、私債権は時効期間が経過しても債務者から時効の援用がなければ消滅しないので長期間債権の管理を行っているものが多い。
- 毎年度の未収金徴収目標額が設定されていない債権が多い。

⁴ 弁護士法の特例として法務省の許可を受けて特定金融債権の管理や回収を業として行うことができる民間株式会社

3 債権管理の基本姿勢

債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて財政上最も県の利益に適合するように処理しなければならない。

4 全庁的な債権管理方針

債権管理の基本姿勢に基づき、全庁的な債権管理方針を次のとおりとする。

(1) 滞納の未然防止・管理手法

- ・ 本県においては個別法による債権管理の手続は整理されているが、地方自治法等の一般的な手続について整理されていなかったので、債権の発生から消滅までの基本的な債権管理の手続を、他の法令等の定めがない場合にはこの指針に従って行うものとする。
- ・ 確実に債権の回収を行うため、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度周知の徹底など、適切な制度運用に努める。
- ・ 新規未収金が発生した際は、債権管理簿を作成し、必要書類とともにその記録・保管等を行い、債権担当者が交代しても一貫した対応ができるようにする。

(2) 債権回収の強化

- ・ 債務者の資産状況などに注意を払い、個々の債権の状況を正確に把握し、制度の趣旨を十分に考慮しながら、必要に応じて速やかに債権の保全・回収のための的確な措置を講じる。
- ・ 法令に基づく督促を徹底し、債務者が、督促後もなお債務を履行しない時は、早期交渉に着手し納付を促すとともに、納付に応じない場合は、財産調査などを行ったうえで、法令に基づいた的確な債権管理手段を選択する。また、返済する資力を有しているにもかかわらず返済に応じない悪質な債務者には、速やかに訴訟提起や強制執行等の手段を取ることにより、未収金の回収を図る。
- ・ 民間委託など効果的な債権管理方法について引き続き検討する。

(3) 債権の適切な整理

- ・ 回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理の仕分けを行ったうえで、債務者の状況により法令等に基づいた債権整理の手続を進める。また、既存の法令等の範囲内では回収可能性の極めて低い未収金を長期に管理せざるを得ない場合があり、そのような状況を回避するため、徴収(執行)停止、履行期限の延長、債務の免除、権利の放棄等徴収緩和の措置を講ずる。

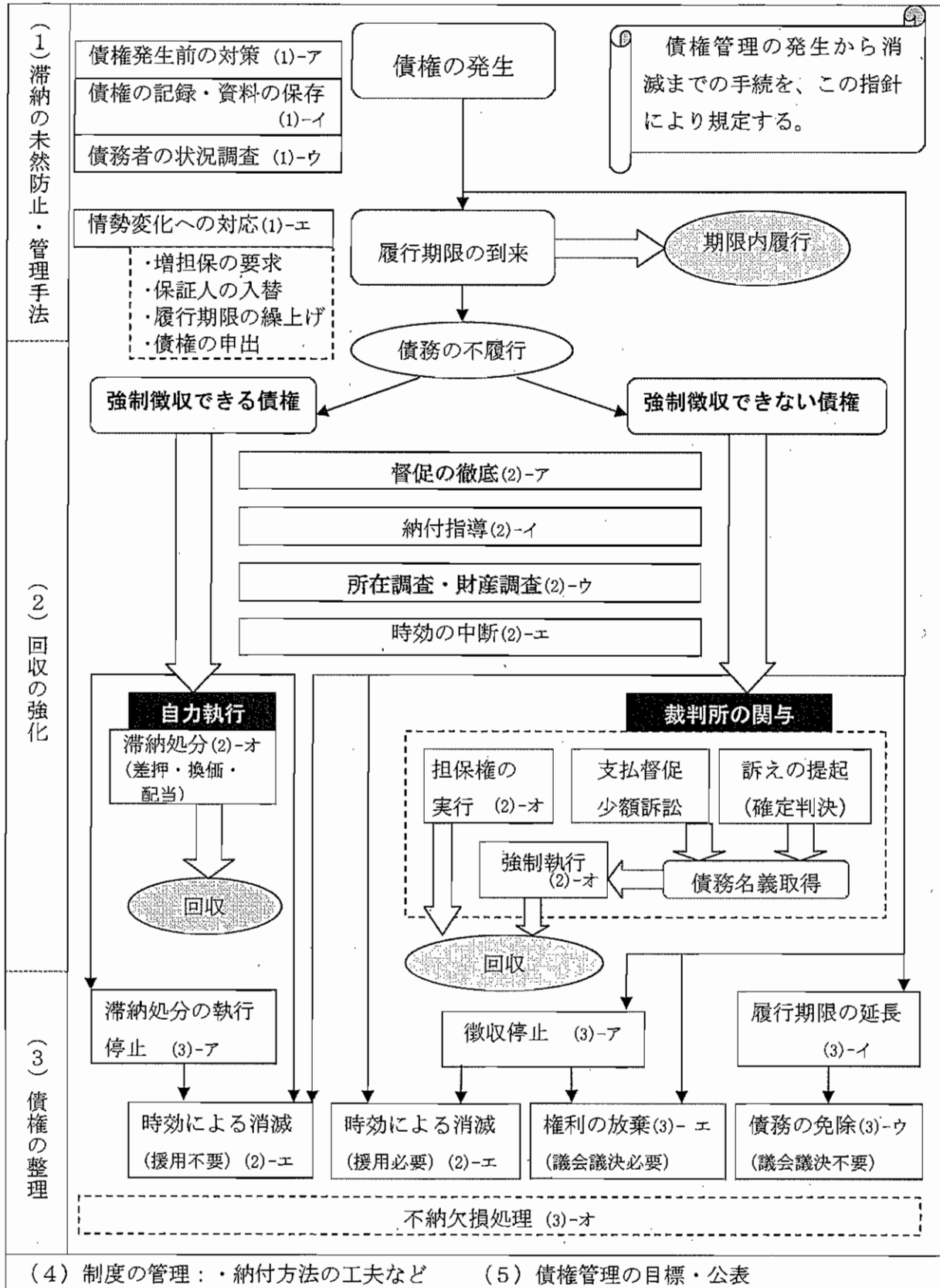
(4) 制度運用の強化

- ・ 口座振替等の滞納未然防止に向けた収納方法の工夫や延滞金等の適切な運用など、制度そのものが持続可能なものとなるよう、必要に応じて、制度の見直しを継続する。

(5) 債権管理の目標・公表

- ・ 未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する。
- ・ 三重県債権管理推進会議の場を活用し進行管理等を行う。

(参考) 事務処理フロー



※ [] は、「5 債権管理の具体的取組」の主な項目で、() 数字は、以下個別説明の項目

5 債権管理の具体的取組

(1) 滞納の未然防止・管理手法

ア 債権発生前の対策

県の行う貸付けについては、リスクがあることで他の主体が行わないことが前提のものもあり、貸付リスクは潜在していることも再認識した上で、貸付時の審査を厳格化し、債務者や保証人に対する制度の周知の徹底など、適切かつ慎重に審査を実施する。また、債務者の本籍地は、必ず確認することとする。

審査事務において、必要に応じて納税証明書や所得証明書や保証人の所得・資産等を把握できる書類の提出を求める。特に、財産審査において、弁済する資力を有しない者が連帯保証人になることを禁止する。

イ 債権の記録・資料の保存

(様式等の統一)

新規未収金の発生に際して、全庁で利用できる債権管理簿の様式を定めておくことは重要である。しかし、既に作成済みの様式を変更するかは債権担当課において慎重に判断する。

規定で対象項目を示し、様式は標準様式とするなどの工夫が必要であり、対応マニュアルを作成する際にも、標準様式例を定め、債権の実態に応じて修正し利用可能な様式集を作成する(別添1参照)。

(未収金の管理記録)

未収金の管理記録は、それを怠ると裁判等の敗訴に繋がる懸念もあり重要な事務である。債権担当課は、当初契約書類と各種変更届等をまとめ、最新の内容を確認できるように整理を行う。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みを構築する(別添2参照)。

(職員の証明書)

自力執行権を有する債権については、地方自治法を根拠とした滞納処分を行う職員の身分を示す証明書及びその様式を定める。

ウ 債務者の状況調査

担当者が交代しても同じような対応が可能なように、債権管理簿を活用し未収金の記録を行う。あわせて、1件(債務者毎)の債権管理簿が膨大な場合には引継書の活用を行う。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束すべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

エ 情勢変化への対応(履行期限の繰上げ、債権の申出等)

主債務者に支払い能力がない場合、連帯保証人への請求を原則とする。

債務者の状況に応じ、担保や保証人の追加・変更を行い、債権の保全・回収のための確な措置を講じる。

地方自治法施行令 171 条の 3 及び 171 条の 4 に定める、履行期限の繰上げ、債権の申出等を適切に行う。

(2) 債権回収の強化

ア 督促の徹底

督促を行う際に必要な督促状の送付時期等の統一的な定めがなかったので、地方税法における規定と同じく、原則として発送期日を納期限経過後 20 日以内、督促状において指定する納付期限を、督促状を発する日から起算して 10 日を経過した日とする。

あわせて、当分の間特定の債権についてはこの基準の適用を除外できるものとする。

イ 納付指導

迅速かつ適切に納付交渉・納付指導を行い、早期回収につなげる。

滞納月、1 ヶ月後、3 ヶ月後、6 ヶ月後、1 年後といった時系列に沿って、滞納整理の標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める。

あわせて、全庁的に強化月間を定める（別添 3 参照）。

また、会計事務の自己検査に準じて債権管理事務も担当者だけでなく、所属長等が確認できる仕組みづくりを構築する（再掲：別添 2 参照）。

電話対応を行う場合に何を説明し、何を約束すべきなのかまた、何をしてはいけないのかといった標準対応を、標準マニュアルの作成と同時に定める（再掲）。

ウ 所在調査・財産調査

(所在調査)

住民票又は戸籍の入手、勤務先の確認などにより滞納者の所在の把握に努める。

(財産調査)

(ア) 債務者の協力が得られる場合：資産や収入の申告書の徴収

(イ) 債務者の協力が得られない場合：法務局、運輸支局への調査を実施。金融機関、電話会社、電気会社、保険会社その他の機関へは調査の協力を要請する。

なお、貸付金等（履行期限延長の特約など債務者の利益になる場合を含む）において、調査に同意する旨の文書を貸付等決定前に提出することの義務付けを検討する。

エ 時効の中断等

債権には公法上の債権と私法上の債権があり、時効の期間については、公法上の債権はそれぞれの特別法等の規定を、私法上の債権は民法の規定を適用する。

公法上の債権であれば、時効の期日の到来によって、債務者による時効消滅の主張(援用)を必要とせず自動的に完成するが、私法上の債権であれば、期日が到来しても債務者による時効の援用がなければ債権が消滅しないことに注意が必要である。

未収金の時効による消滅を防止するため、時効中断の手続を確実にを行う。

特に一部弁済の場合の時効中断の範囲については、債務者が全部の債務について承認する趣旨で一部弁済したと認められるか否かがポイントとなるため、法的紛争に備えた対応が必要である。

オ 法的措置（強制徴収、強制執行等）

（強制徴収）

地方税等の滞納処分の例によるとされた債権（自力執行権のある債権）においては、地方税法等の定める要件に該当する場合は、滞納者の財産を差し押さえなければならない（国税徴収法 47 条 1 項 1 号、地方税法 68 条 1 項 1 号等）。

なお、一定の場合に徴収猶予、換価猶予、滞納処分の執行停止を行うことは可能（地方税法 15 条～15 条の 8）。

（強制執行等）

その他の債権においても、納期限までに納付しない者に対して督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止又は履行期限の特約等の措置をとる場合その他特別の事情があると認められる場合を除いて、担保権の実行、強制執行又は訴訟手続きによる履行の請求（担保権の実行を行ってもなお履行されない場合を含む）の措置をとらなければならない（地方自治法施行令 171 条の 2）。

特に、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除することは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」とする最高裁判所の判例に留意する（最判平成 16 年 4 月 23 日）。

カ 民間委託の活用

弁護士・民間債権回収会社・徴収専門員（嘱託職員）等の活用を図る。

（3）債権の適切な整理

回収可能性と回収コスト等を考慮した債権回収と債権整理のルールを整理し、債務者の状況により法令等に基づいた徴収緩和の措置を講じる（別添 4 参照）。

ア 徴収停止

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「滞納処分の執行停止」の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、地方自治法施行令 171 条の 5 に定める「徴収停止」は、県税の場合の執行停止のような不納欠損事由とならず、債権管理に活用されていない。例えば、休眠法人については、徴収停止の要件の一つとなっているので、要件判定のルールを整理する（別添 5 参照）。

徴収停止をすると、当該債権の完全な実現を図るための一切の手續である「保全及び取立て」をしないことができるため、徴収可能な債権の回収業務に集中することが可能

となる。なお、地方税法における執行停止後 3 年経過後に時効消滅するようなルールがないことに留意する。

イ 履行期限の延長

自力執行権のある債権については、地方税法の定めにより「徴収猶予」等の要件に該当するかを判断する。

その他の債権については、無資力について、その基準を作成し、地方自治法施行令 171 条の 6 に定める「履行延期の特約等」の制度を活用する（別添 6 参照）。

「履行延期の特約等」を優先するとともに、客観的・合理的に徴収上有利な場合には分割納付誓約書を提出させることとし、「分割納付が不履行となった場合は、法的手続を受けても異議がない」旨の文言を加え、必要な場合は法的措置が可能となるような対策を講じることが望ましい。

「履行延期の特約等」の調定については、納期限が到来するものに対して調定を行うことが可能となるよう会計規則や同運用方針における取扱を整理する。和解等の取り扱いについても、県のルールを整理する。

ウ 債務の免除

・非強制徴収公債権及び私債権においては、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

・債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについても同様に免除することができる。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

・これらの免除をする場合は、議会の議決は要しない。

エ 権利の放棄

私債権においては時効完成による債権の消滅には、債務者による時効の援用が必要なため、時効完成後も法律上債権は存続するため管理を行っている現状にあるが、行方不明の場合や債務者が無資力に近い状態であるなど回収可能性が極めて低い未収金を長期間管理していくことは適正で効率的な債権管理という観点からは好ましくない。

法令等の定めによれば、このような場合には県議会において債権放棄の議決を受け、債権を消滅させる手段を取ることが可能であるが、これまでは、債権放棄の議決を受けるための明確な基準が不明で、現状の債権管理内容が議決を受けるのに十分であるか提案部局で判断できないことから、本県においては債権放棄を行った事例がないが、取り組んでいく。

オ 不納欠損処分

会計規則運用方針（26条関係）には、「消滅時効の到来しない債権について不納欠損の処分をすることは、特別の事由がある場合を除き妥当な措置ではない。」とされており、特別な事由が明示されていないために、債権放棄の議決及び時効による債権の消滅以外の理由による不納欠損処分の手続がとりにくい状況にある。

しかし、他県での事例や過去の事例を鑑み特別な事由と整理できる事例を参考に、不納欠損処理が可能となるルールの拡大を図る。特に、破産法等による免責を受けた債権に対する考え方を整理する（別添7参照）。

不納欠損後の納付については、公債権の場合は誤った不納欠損処理を修正し調定を復活して収納することになる。ただし、時効完成後には収納はできず、誤って収納した場合は還付する必要があるので留意する。

私債権の場合は時効の利益を放棄したことになり、別途調定を行い収納する。

なお、個人の破産による場合などは、破産者からの自主納付という扱いのため、寄附として収納することも考えられる。

（4）制度運用の強化

ア 納付方法の工夫

マルチペイメントの活用やクレジットカード納付の利用など納付者にとって利用しやすい納付方法の工夫を検討する。

※ ゆうちょ銀行からの引き落としやコンビニ収納についてもその仕組みの拡大を図ることを検討する。

イ 延滞金等の通知（延滞金・遅延損害金・違約金）

（公債権）

延滞金の滞納者への通知を徹底するとともに、減免の要件（別添8参照）を明確化し、基準に沿って必要な減免処理を各部において行うこととする。

（私債権）

遅延損害金についても、県庁関係部局へ制度を周知し、契約上に特約や違約金の設定がない場合でも法定利率（5%又は6%）を請求することを債務者に通知した上で徴収を行うこととする。

私債権についても公債権と同じように減免が可能となるよう、三重県税外収入通則条例（昭和39年3月25日三重県条例第13号。以下「通則条例」という。）の規定を見直すこととする。

（遅延損害金）

私債権における延滞金の名称については、可能な限り遅延損害金・違約金との呼称に変更を検討し、通則条例に私債権についての規定を設ける際に見直しを行う。なお、国の制度がある貸付金では違約金の名称を使用する例が多い。

遅延損害金（違約金）については、民法 415 条の「請求できる」権利を行使しない場合に県の不作為と取られないよう留意する。

ウ 標準マニュアルの策定

実務マニュアルや標準様式例などをまとめた「標準マニュアル」の策定により、初任者であっても債権に関する必要な知識の取得を可能とする。庁内の債権管理の方法を共有することで、担当者間の情報のやりとりを活発化し担当者のネットワークを構築する。

担当職員が 1 名では相談・引き継ぎ・臨戸回収等が困難であるので、少なくとも複数の職員と副課長（係長）との体制が望ましい。

エ 研修機会の提供

弁護士相談の機会、外部・内部研修会の開催や実務マニュアルの作成などにより専門知識を取得・保持する。

オ 債権管理の一層の推進

地方自治法等の各部局にまたがる課題で、制度の改正を伴うものについては、必要性を検討した上で法律改正等の要望を行う。

(5) 債権管理の目標・公表

ア 債権管理の目標及び処理計画の作成

未収金徴収額等の目標設定を行うとともに、徴収額に現れない指標を併用して検証を行う仕組みを構築する（指標の例：訪問回数、電話催告回数、文書送付回数など）（別添 9 参照）。

イ 県民への公表

P D C A サイクルに基づく取組の推進を図るため、目標及び処理計画は県民へ公表する。

ウ 推進組織

債権管理推進会議の設置目的にある、情報の共有化と債権管理手法の検討および進捗管理のほか、各部局等に対して指針に基づいた助言を行う。

(6) その他

ア 間接貸付金

国制度との関連については慎重な対応が求められ、事前に国等の免除を受けておくなど、県のルールと異なる対応が必要となる。このため、財政上県の利益に適合するような対応に努める。

イ 繰上償還の規定

原則として繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定めることを基本とする。なお、貸付金について、銀行取引約定書の事例に準じた条項の発動条件を整理する（別添 1 0 参照）。

ウ 事務決裁委任規則の整理

督促や延滞金徴収、差押え等の委任規則についても見直しを図る。その場合、迅速な対応が必要な業務であれば、専決者を課長などとすることを検討する。

エ その他

自力執行権のない債権間での債務者の状況の共有については、法的にその可否の判断が分かれているところであり、今後その実現可能性について検討を続ける。

6 今後のスケジュール

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

各債権担当課においてはこの指針に基づき、速やかに内部規定の整備を行う。

なお、4-(4)-ウ標準マニュアルの策定については、平成 25 年度中に行う。

7 今後の課題

今回の指針（案）により、債権管理の手続が整理され、より積極的に債権の回収を強化するものと徴収を緩和するものとの区別がされ、徴収可能な債権の回収業務に一層集中することが可能となる事が期待されるが、指針（案）の手続を行ったとしても一部の未収金において長期間の管理が必要な状況が継続することも予想されている。回収可能性が全くないかあるいは極めて低い未収金を長期間管理していくことは、適正で効率的な債権管理という観点からは好ましくないものといえる。

この様な状況を変えるため、近年、他都道府県や市町村においては適正かつ迅速な債権管理の一環として、債権回収を強化するために訴えの提起の手続や債権放棄の条項を備えたいいわゆる「債権管理条例」を設ける動きがある。これは、議会において事前に認められた一定の条件の下で、議決を要しない訴えの提起や債権放棄を規定しその範疇で訴訟手続の迅速化や債権放棄を図るもので、これにより適時の強制執行が可能となり、徴収可能な債権の回収業務等へ集中できる効果が期待できることとなる。

今後も、更なる債権管理の方策を改善していく中で、議会と執行部間で訴えの提起や債権放棄の枠組みを共有し手続の効率化が図られる条件を整理できるよう、債権管理推進会議の場などでの検討を続けていく必要がある。

別添 1

債権管理簿の整備（案）

記録の整備は、債権管理の最も基本的な事項であり、特に訴訟までを視野に入れた場合は必要不可欠となる。

そこで、各債権担当課は、新規未収金が発生した際は、以下の項目を記載した債権管理簿を整備することとする。

今後、債権管理マニュアル等で債権管理簿の標準様式例を示し、保有する債権の性質及び内容に応じて債権担当課で適宜修正して使用可能なものにする。

なお、既に作成済みの様式を変更するかは債権担当課において慎重に判断する。

債権管理簿に記載する事項

- (1) 債権の名称
- (2) 債務者の氏名及び住所
- (3) 債権の額
- (4) 債権の発生及び徴収に係る履歴
- (5) その他、必要と認める事項

別添 2

債権管理の自己検査の実施について（案）

1 目的

債権管理の強化を推進するためには、まず、各所属において債権管理に対する認識を高め、日ごろから適正な管理を行うことが重要である。

ついでには、債権の管理に関する事務につき、担当者だけでなく所属長等が確認できる仕組みとして、毎年度1回自己検査を行うこととする。

2 回数・時期

年1回 出納の会計事務自己検査の後期の実施時期にあわせる。

原則として・・・11月1日から1月31日までに期間内に1回

3 検査対象債権

検査日時点の収入未済債権（前年度からの繰越債権、現年度発生債権）

4 実施者（点検者）

所属長（ただし、所属長は、点検について所属の職員をもって行わせることができる。）

5 実施手順

① 所属長が債権ごとに、自己検査チェックリストを使用して検査を実施

▶ 点検項目

- ア 債権管理簿の点検・更新
- イ 債務者の状況確認
- ウ 督促状の送付
- エ 定期的な催告の実施
- オ 時効管理の確認

② 所属長は検査結果が「概ね適正に管理できている」以外の場合は債権管理自己検査報告書を作成し、自己検査チェックリストのコピーを添付して各部局財務主管課へ提出

↓

各部局財務主管課は、債権管理自己検査報告書（添付の自己検査チェックリストを含む。）のコピーを、税務・債権管理課債権管理グループへ提出

別添 3

三重県 税外債権 徴収強化月間 について (案)

1 目的

税外未収金を放置することは、財政を圧迫し行政サービスに支障をきたす恐れがあるだけでなく、きちんと納付された県民との公平性を欠くことにもなる。

そこで、県では25年度から11月(又は12月)を徴収強化月間と定め、納める資力がありながら納付しようとしなない滞納者に対して、徴収強化を図っていくこととする。

2 実施回数・時期

年1回 11月(又は12月)

(参考) 県税の「差押強化月間」は12・1月

3 取組内容

文書、電話、臨戸訪問による催告

必要に応じて法的措置を前提とした催告(財産調査を含む。)

なお、具体的な取組内容は各債権の状況に応じて最適なものを各所属又は部局で選択することとする。

別添 4

債権回収と債権整理のルール of 整理

「回収対象債権」と「整理対象債権」の仕分けは、次のとおりとする。ただし、仕分けに迷う場合は回収対象債権として取り扱う。

回収対象債権 … 債権の保全又は取立てをすべき債権（「整理対象債権」以外の債権）

具体的には、以下の対応を予定している債権

- ① 催告の継続
- ② 滞納処分（強制徴収公債権に限る。）
- ③ 訴訟手続及び強制執行手続（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ④ その他（徴収猶予、換価の猶予、破産手続への対応等）

整理対象債権 … 債権の内容の変更又は消滅をすべき債権

具体的には、①～③、⑧の対応を予定し、又は④～⑦の事由が生じている債権
（≒最終的に不納欠損の整理を予定する債権）

- ① 滞納処分の執行停止（強制徴収公債権に限る。）
徴収停止（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ② 免除（非強制徴収公債権及び私債権に限る。）
- ③ 債権の放棄（地方自治法第96条第1項第10号）
- ④ 消滅時効の完成（私債権の場合は、債務者がその援用をしたとき。）
- ⑤ 法人の清算終了
- ⑥ 債務者が死亡し、限定承認があったとき（相続によって得た財産の限度において納付される額を除く。）。
- ⑦ 法令（破産法第253条第1項等）の規定により、責任を免れたとき。
- ⑧ その他

別添 5

休眠法人への対応ルール

I. 私債権・非強制徴収公債権の場合

1 徴収停止

休眠法人が地方自治法施行令第 171 条の 5 第 1 号に該当するときは、徴収停止の措置をとることができる。

(ただし、保証人等に支払い能力がある場合は、徴収停止は行わない。)

地方自治法

(徴収停止)

第一百七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二、三 略

2 徴収停止後の措置

徴収停止後に、債務者の資産状況が好転した場合には、徴収停止の措置を取り消さなければならない。その場合、再度、債務者に対して、債務の履行を促していくこととなる。

一方、債務者の状況に変化がない場合、消滅時効が完成した場合（私債権は時効の援用が必要）や、議会議決による債権放棄があった場合等に、不納欠損処理を行う。

| | | | | |
|------|---|---|---|------|
| 徴収停止 | → | { ア 時効完成（私債権は時効援用必要） イ 議会議決による債権放棄 } | → | 不納欠損 |
|------|---|---|---|------|

3 休眠法人に対する債権管理 「債権管理法講義（大蔵財務協会）p175より」

企業倒産の場合には、倒産し、操業を停止した後、とるべき解散手続その他の残務処理を行わないで事業を放棄するような事例がしばしば見受けられ、法人格は存続するが、その法人の残存財産は全くないか、又はあっても強制執行費用を超える配当が得られない場合が多い。こういった状態にある法人に対する債権にあつては、いたずらに管理の手数と費用を労するだけであるので、国（県）が引き続き積極的に管理する実益はまず認められない。

II. 強制徴収公債権の場合

強制徴収公債権については、滞納処分の執行停止（地方税法第15条の7）の規定によることとなる。

（参考）

「休眠法人」とは

法律等によって定義はさまざまで、一律の定義は困難。ここでは、自治令171条の5（徴収停止）第1号の「その事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くな（い）」法人を休眠法人と一応位置づけている。

別添 6

履行延期の特約等（非強制徴収公債権・私債権）

履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）

地方自治法施行令第171条の6第1項各号の事由があるときは、履行期限を延長する特約（私債権）又は処分（非強制徴収公債権）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる。

I 無資力要件の解釈について

地方自治法施行令第171条の6第1項第1号の「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。」の解釈については、これまで債権担当者により区々であったため、債権管理マニュアル等に以下のとおり掲載することにより解釈を統一する。

「無資力状態」とは、

債務者がその生計を維持するに足る資力を有しない程度 of 生活状態にあることをいう。端的にいえば、債務者が生活保護法による扶助を受けているか、又はこれに準ずる程度 of 生活状態にある場合をいう。

「無資力に近い状態」とは、

債務者の生計を圧迫することが社会通念上過酷であり、かつ、債権を取り立てる上においても、既定の期限によることがかえって取立ての効率を阻害すると認められる場合において行われるものである。

国の債権の管理等に関する法律においては、『24条1項1号（注：地方自治法施行令における第171条の6第1項第1号に相当する規定）は特に対象を限定してはいないが、主として個人債務者を対象とするものであり、法人である債務者は一般には含まれないものと解してよい（債務者である法人が法21条の徴収停止事由に該当し、個人である保証人からの弁済によるほかはない場合は、その保証人の資力状態によっては本号を適用して履行延期をすることも考えられる。）』とされており、本県も同様に扱うこととする。

（補足）

「無資力に近い状態」というのは、用語の感覚からすれば、無資力にきわめて近い状態をいうもののように、厳しく解釈され易いが、債権の履行延期の要否を決定するにあたっては、債権金額の大きさに対する債務者の弁済能力の相対的な関係を見捨てるわけには行かないので、「無資力に近い状態」という基準は実際問題としては、相当弾力的に運用されている。「債権管理法講義 p202」

II 履行延期の特約等に必要の要件の統一化

1 履行期限を延長することができる期間

履行延期の特約等をする場合においては、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には当該履行延期の特約等をする日）から5年（地方自治法施行令第171条の6第1項第1号又は第5号に該当する場合にあっては10年）以内において、その延期に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をするのを妨げない。

履行延期の期間について地方自治法には定めはないが、漫然と延期することは望ましくないため、「国の債権の管理等に関する法律」第25条に準ずることとする。

2 延納担保の提供等

履行延期の特約等をする場合において、債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対し、期限を付して、次に掲げる事項のうち必要な行為をさせるものとする。

- (1) 担保の提供、増担保の提供、保証人の変更その他担保の変更をすること。
- (2) 債務名義を取得すること。
- (3) 債務証書を提出させること。

3. 履行延期の特約等の条件

履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

- (1) 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に関して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。
- (2) 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。
 - ア 債務者が県の不利益にその財産を隠し、損ない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
 - イ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。
 - ウ 地方自治法施行令第171条の4第1項に掲げる理由が生じたとき。
 - エ 債務者が第1号の条件その他の当該履行延期の特約等に附された条件に従わないとき。
 - オ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適當となったと認められるとき。

4 延納利息の徴収

履行延期の特約等をする場合においては、延納利息を付するものとする。延納利息の率は、三重県会計規則第 81 条第 1 項の「知事が別に定める率（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条に規定する率）（平成 24 年度は年 3.1%）」とする。

延納利息の率について地方自治法には定めはないが、履行遅延の場合の遅延損害金利率（法定利率）とのバランス^(※)を図るため、それよりも低い利率であり、また、類似のケースであると考えられる三重県会計規則第 81 条（履行遅延に対する違約金）で規定する率に準ずることとする。

(※) 国の債権の管理等に関する法律が基準としている利率（5%）を採用すると、履行延期の特約等をしていないときの遅延損害金 5%（民 404）と同率となり、債務者にとってメリットのない、使い勝手の悪い制度となってしまう。

延納利息を付さないことができる要件

ただし、次の各号の一に該当するときは、延納利息を付さないことができる。

- (1) 地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号に該当するとき。
- (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権ですでに利息を付することとなっているものであるとき。
- (3) 履行期限の特約等をする債権が利息、延滞金その他法令又は契約の定めるところにより、一定期間に応じて付する加算金に係る債権であるとき。
- (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が 1,000 円未満であるとき。
- (5) 延納利息を付することとして計算した場合において、当該延納利息の額の合計額が 100 円未満であるとき。

(参考)

地方自治法

(債権)

第二百四十条

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第一百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の用途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

別添 7

三重県 不納欠損基準案

- (1) 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき（法律の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき。）。
- (2) 地方自治法第 96 条第 1 項第 10 号の規定により議会の議決を経て権利を放棄したとき。
- (3) 地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権が国税徴収法(昭和 34 年法律第 147 号)第 153 条第 4 項及び第 5 項並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 15 条の 7 第 4 項又は第 5 項の規定により消滅したとき。
- (4) 裁判所の判決により債権の不存在が確定したとき。
- (5) 債務者である法人の清算が終了したことにより当該法人の債務が消滅したとき（当該法人の債務について、他の弁済の責に任ずべき者があり、その者について第 1 号から第 7 号までに規定する理由がないときを除く。）。
- (6) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権についてその責任を免れたとき。
- (7) 債務者が死亡し、限定承認をした相続人が、その相続により納付の義務を負うこととなった債務について、相続によって得た財産の限度において納付してもなお未納があるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく政令又は条例により、権利を消滅させ、又は権利が消滅したとき。

(参考)

債務者が破産を受けた場合の債権に対する考え方

(法人の場合)

清算の終了により、法人格が消滅した場合であっても、時効完成をまって不納欠損処理している事例があるが、時効完成を待つことによる効果がないため即時不納欠損処理を行う。

(個人の場合)

破産により免責を受けた債権の取扱いについては、県庁内でも対応が分かれているが、債権について法律上の理由により徴収できないときは、即時に不納欠損処理を行うこととする。ただし、強制徴収公債権の場合は免責されないため不納欠損処理の必要はない。

※ いずれも連帯保証人がいない場合の対応とする。

(参照条文)

地方自治法

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

国税徴収法

(滞納処分の停止の要件等)

第百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分を執行することができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分を執行することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分を執行することができる財産がともに不明であるとき。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した国税を納付する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その国税が限定承認に係るものであるとき、その他その国税を徴収することができないことが明らかであるときは、税務署長は、前項の規定にかかわらず、その国税を納付する義務を直ちに消滅させることができる。

地方税法

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
 - 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 4 第一項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。
- 5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

破産法

(免責許可の決定の効力等)

第二百五十三条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権について、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- 一 租税等の請求権
- 二 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権
- 三 破産者が故意又は重大な過失により加えた人の生命又は身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権（前号に掲げる請求権を除く。）
- 四 次に掲げる義務に係る請求権
 - イ 民法第七百五十二条の規定による夫婦間の協力及び扶助の義務
 - ロ 民法第七百六十条の規定による婚姻から生ずる費用の分担の義務
 - ハ 民法第七百六十六条（同法第七百四十九条、第七百七十一条及び第七百八十八条において準用する場合を含む。）の規定による子の監護に関する義務
 - ニ 民法第八百七十七条から第八百八十条までの規定による扶養の義務
 - ホ イからニまでに掲げる義務に類する義務であつて、契約に基づくもの
- 五 雇用関係に基づいて生じた使用人の請求権及び使用人の預り金の返還請求権
- 六 破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかつた請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があつたことを知っていた者の有する請求権を除く。）
- 七 罰金等の請求権

会社更生法

（更生債権等の免責等）

第二百四条 更生計画認可の決定があつたときは、次に掲げる権利を除き、更生会社は、すべての更生債権等につきその責任を免れ、株主の権利及び更生会社の財産を目的とする担保権はすべて消滅する。

- 一 更生計画の定め又はこの法律の規定によつて認められた権利
- 二 更生手続開始後に更生会社の取締役等（取締役、会計参与、監査役、代表取締役、執行役、代表執行役、清算人又は代表清算人をいう。）又は使用人であつた者で、更生計画認可の決定後も引き続きこれらの職に在職しているものの退職手当の請求権
- 三 第四百四十二条第二号に規定する更生手続開始前の罰金等の請求権
- 四 租税等の請求権のうち、これを免れ、若しくは免れようとし、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付し、若しくは納入すべきものを納付せず、若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）第十四条第一項（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）において準用する場合を含む。）の規定による通告の旨を履行した場合における、免れ、若しくは免れようとし、還付を受け、又は納付せず、若しくは納入しなかつた額の租税等の請求権で届出のないもの

別添 8

三重県 税外収入通則条例（公債権対象） 延滞金減免基準（案）

三重県税外収入通則条例（昭和 39 年 3 月 25 日三重県条例第 13 号）第 5 条第 5 項に規定する納期限までに税外収入を納付しなかったことについてのやむを得ない理由は、次に掲げるとおりとする。

- 1 納付者が災害、病気その他自己の責に帰することができない理由により納付の資力を失ったとき。
- 2 納付者が交通の途絶によりやむを得ず納付できなかったとき。
- 3 納付者が法令により身体を拘束された場合において、他に納付する者がいないとき。
- 4 税外収入の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められる場合に、その送達に代えて公示送達をしたとき。
- 5 教育、療養、社会福祉等の目的で県の行う事業に関する税外収入（他県の例にならい、対象を法令・条例単位等で明示する。）
- 6 滞納金の徴収の猶予を決定したとき。
- 7 滞納処分の執行を停止したとき。
- 8 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

※ 私債権については、国の方針等も考慮して、今後減免基準の要否も含めて検討を行ったうえで判断する。

別添 9

債権徴収額の目標設定及び活動指標を併用した検証の仕組み（案）

○目的

債権管理の強化の取り組みとして、債権の回収・整理を総合的かつ計画的に推進するため、県全体の税外滞納債権を債権の種類ごとに回収対象債権と整理対象債権に仕分けを行い、それぞれの処理目標を定めた債権処理計画を策定するとともに、年度終了後に計画の達成状況を策定し、公表することとする。

○公表回数・時期

1回

9月又は10月頃

前年度実績+当年度目標

○公表方法

県ホームページ

○計画実績様式

別途定める。

○特徴

- ・滞納繰越債権と現年度発生債権を区分して記載することにより、新規高額未収金の影響を除外した達成実績をも示すことができる。
- ・部局ごとの集計作業がしやすいように様式を工夫している。

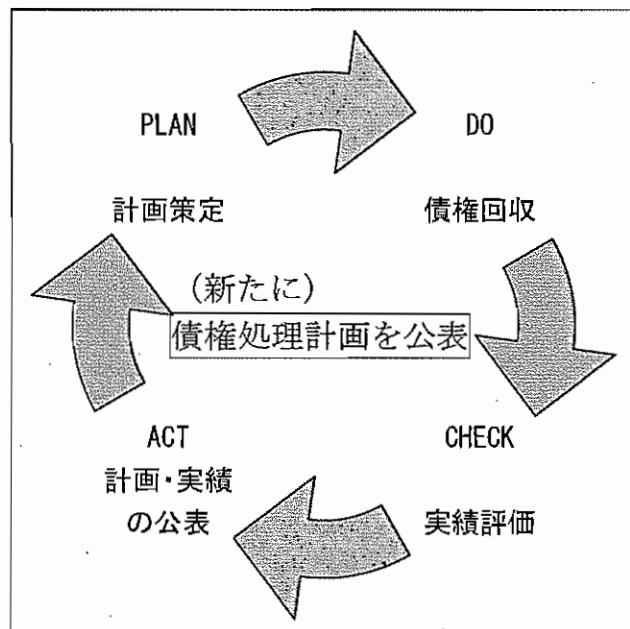
○数値以外のコメント

債権ごとの個票に、目標に「取組姿勢」、実績に「取組実績」を文章で記載

○活動指標を併用した検証

目標に「取組姿勢」を、実績に「取組実績」を文章で記述し、実績の様式は「取組姿勢」と「取組実績」が対比できるような表とする。

催告回数等の活動指標を記述するかどうかは「任意（各債権担当課で判断）」とする。



別添 10

履行期限の繰上げ（地方自治法施行令 171 の 3）＜非強制徴収公債権、私債権＞

1 地方自治法施行令

（履行期限の繰上げ）

第七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

- ・ 履行期限が到来するまでは、債務者に「期限の利益」があるため、債務の履行を請求することはできないが、債務者が破産手続開始決定を受けるなど一定の事由が発生した場合は、遅滞なく履行期限の繰上げの手続をとる必要がある。
- ・ 債務者が期限の利益を失う場合として、破産手続開始決定などが民法等に規定されているが、破産手続以外の倒産手続（会社更生、民事再生等）には適用がないので、貸付に際して、原則として契約書中に繰上償還条項（期限の利益喪失条項）を定めることを基本とする。

2 履行期限を繰上げることができる事由の例

- (1) 債務者が破産開始手続の決定を受けたとき。
- (2) 債務者が自ら担保を滅失し又は損傷したとき。
- (3) 債務者が担保を供する義務を負いながらこれを供しないとき。
- (4) 債務者である法人が解散したとき。
- (5) 債務者が死亡した場合において相続人が限定承認をしたとき。
- (6) その他、法令又は契約に基づき債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたとき。

3 契約書中に定める繰上償還条項（期限の利益喪失条項）例（案）

【貸付金等分割して弁済させる債権】（銀行取引約定書を参考に作成）

※債権の性質に応じて必要な項目を加除することができることとする。

（甲…県、乙…債務者 の場合）

第●条（期限の利益の喪失）

乙が次の各号の一に該当するときは、期限の利益を失い、甲は、乙に対して、直ちに貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

- ① 債務者が県に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- ② 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- ③ 担保の目的物について差押え、又は競売手続の開始があったとき。
- ④ その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

（参考）

期限の利益は、債務者のために存するものと推定されるので（民 136）、債権の履行期限を繰り上げ、債務者の期限の利益を奪い即時に履行させることは、法律又は契約において特に認められた場合でなければならない。

（1）法律に定める場合

- ① 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき（民法 137）
- ② 債務者が担保を滅失させ、損傷させ又は減少させたとき（民法 137）
- ③ 債務者が担保提供の義務を怠ったとき（民法 137）
- ④ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があったとき（民法 930）
- ⑤ 債務者が死亡し、相続財産の分離が行われたとき（民法 947）
- ⑥ 債務者が死亡し、相続財産法人が成立した場合において相続人のないことが明らかになったとき（民法 957）

等

（2）契約に定める場合

それぞれの契約の内容として、種々の繰上げ事由を定めることができる。

<『債権管理法講義（大蔵財務協会）』より>